

《判例研究》

民事再生手続き下において 投資信託解約金支払債務に対する 投資信託販売金融機関の相殺が 許されないとされた事例

——最一小判平成26・6・5民集68巻5号462頁

渡 邊 博 己

■ 1 はじめに

金融機関取引において相殺は、その簡易決済機能よりは、担保的機能が重視され、判例も、古くから、融資先預金を受働債権とする相殺について、「相殺権を行使する債権者の立場からすれば、債務者の資力が不十分な場合においても、自己の債権については確実かつ十分な弁済を受けたと同様な利益を受けることができる点において、受働債権につきあたかも担保権を有するにも似た地位が与えられるという機能を営む」(最大判昭和45・6・24民集24巻6号587頁)と述べ、これを容認する。具体的には、受働債権の差押えに対して、「第三債務者は、その債権が差押後に取得されたものでないかぎり、自働債権および受働債権の弁済期の前後を問わず、相殺適状に達しさえすれば、差押後においても、これを自働債権として相殺をなしうる」ことを認め、融資先預金に対する相殺期待を保護している¹⁾のである。融資先の民事再生手続開始または破産手続開始

1) 民法(債権関係)の改正に関する要綱案では、民法511条を改め、「差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができる」(第24-3-(1))として判例の見解を明文化し、併せて、「差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる」(同(2))として、現行法よりは、担保的相殺の範囲を拡張している。

の際も、各手続それぞれの目的に応じた修正を加えつつ、同様に相殺期待の保護が図られている。

ところで、近時の銀行取引において、顧客の運用資産構成の中で、預金が減少し、投資信託の占めるウェイトが増加してきたのに²⁾伴い、相殺による債権回収にあたって、投資信託解約金も預金と同様に取り扱うことができないかが期待され、その可否が実務問題として浮上してきている。これについて、最近の最一小判平成26・6・5民集68巻5号462頁（以下、「本判決」という。）は、金融機関が融資先の支払い停止前に販売した投資信託受益権について、当該融資先の民事再生手続開始にあたって、その解約金を受働債権とする相殺は許されない旨を明らかにする。同様の事案で、相殺を認める下級審判例があり、一部金融機関はこの考え方に基づく取扱いをする中で、初めて最高裁としての判断が示されたもので、実務上重要な意義を有する新判例である。

問題は、預金に対して、相殺の担保的機能について融資金融機関の合理的期待が認められる点についてはほぼ異論がないにもかかわらず、投資信託解約金にはこれが認められなかったことにあり、このことはどのような根拠に基づくものなのか、また、このような取扱いが適切なのか等に関し、本判決に基づいて検討することとする。

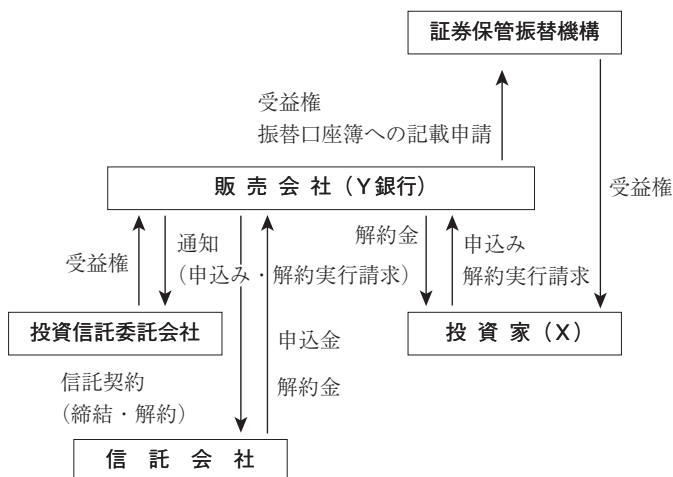
■ 2 最一小判平成26・6・5

□ 1 事案の概要

(1) Xは、Y銀行との間で、「投資信託総合取引規定」を締結した上で、平成12年1月から平成19年3月にかけて、Y銀行から、投資信託委託会社と信託会社との信託契約に基づき設定された証券投資信託（MMF）の受益権を順次購入した。Y銀行は、平成19年1月以降、本件受益権を、社債、株式等の振替に

2) 1998年12月の証券取引法改正により、銀行の窓口で投資信託の受益証券等を販売することが可能となり（現行法では金融商品取引法33条2項2号、銀行法11条に基づき実施）、2014年3月末の銀行等登録金融機関による販売残高（公募・私募）は56兆1918億円、全体に占める販売シェアは46.08%である（投資信託協会の公表データによる）。なお、同時期の定期預金の残高は259兆6697億円である（日本銀行と取引のある国内銀行の銀行勘定の計数）。

民事再生手続下において投資信託解約金支払債務に対する投資信託販売金融機関の相殺が許されないとされた事例(渡邊) 関する法律121条の2第1項に規定する振替投資信託受益権として、口座管理機関であるY銀行が備える振替口座簿に開設したXの口座に記録する方法で管理していた。そして、Xが本件受益権について解約を申し込むと、①Xは、Y銀行に対し、受益権に係る信託契約の解約実行請求をする、②Y銀行は、投資信託委託会社に対し、解約実行請求があった旨を通知する、③投資信託委託会社は、信託契約の一部を解約し、信託会社が、Y銀行に対し、解約金を振り込む、④Y銀行は、Xに対し、解約金を営業所等において支払う、という手順をふむこととされていた。



(2) Y銀行は、平成20年11月までに、Xに対する保証債務履行請求権(Xは訴外A社の代表取締役であり、A社はY銀行との間で銀行取引を継続していた。)を取得し、Xは、平成20年12月29日、支払を停止した。そこで、Y銀行は、平成21年3月23日、上記保証債務履行請求権を保全するため、Xの投資信託受益権につき、債権者代位権に基づいて、XがY銀行に対して行うものとされている解約実行請求をXに代わって行い、投資信託委託会社に対し、解約実行請求があった旨の通知をした。これにより、本件受益権に係る信託契約の一部が解約され、平成21年3月26日、信託会社からY銀行に解約金が振り込まれ、Y銀行はXに

対して、本件解約金の支払債務を負担した。

(3) Y銀行は、平成21年3月31日、Xに対し、(2)の保証債務履行請求権を自働債権とし、投資信託の解約金支払請求権を受働債権として、これらを対当額で相殺する旨の意思表示をした。

(4) Xは、平成21年4月28日、再生手続開始の申立てをし、同年5月12日、再生手続開始の決定を受けた。

(5) Xは、再生手続開始の申立て前に、投資信託受益権に係る信託契約の一部解約がされたとして、Y銀行に対し、その解約金の支払を求めた。これに対し、Y銀行は、Xに対する上記解約金の支払債務の負担が民事再生法93条2項2号にいう「支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合に当たるので相殺が許されるとして、上記解約金の支払請求権を受働債権とする相殺を主張した。

(6) 第一審判決（名古屋地判平成22・10・29金判1388号58頁）は、本件相殺は、民事再生法93条2項2号にいう「支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合に該当しないととして、Xの請求を認容した。これに対して、原審判決（名古屋高判平成24・1・31金判1388号42頁）は、本件受益権は、Xの支払の停止の前に締結された管理委託契約に従ってY銀行によって管理されており、Xが本件受益権につき解約実行請求をしても、Y銀行を通じてしか解約金の支払を受けることができない仕組みとなっていたのであるから、本件債務の負担は、民事再生法93条2項2号にいう「支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合に当たるとして、本件相殺は許されるとして、Xの請求を棄却した。これに対して、Xが上告受理申立てをした。

□2 判 決

破棄自判（控訴棄却）

「前記事実関係によれば、本件債務は、Xの支払の停止の前に、XがY銀行から本件受益権を購入し、本件管理委託契約に基づきその管理をY銀行に委託

民事再生手続下において投資信託解約金支払債務に対する投資信託販売金融機関の相殺が許されないとされた事例(渡邊) したことにより、Y銀行が解約金の交付を受けることを条件としてY銀行に対して負担した債務であると解されるが(最一小判平成18・12・14民集60巻10号3914頁参照)、①少なくとも解約実行請求がされるまでは、Xが有していたのは投資信託委託会社に対する本件受益権であって、これに対しては全ての再生債権者が等しくXの責任財産としての期待を有しているといえる。Xは、本件受益権につき解約実行請求がされたことにより、Y銀行に対する本件解約金の支払請求権を取得したものであるが、同請求権は本件受益権と実質的には同等の価値を有するものとみることができる。その上、上記②解約実行請求はY銀行がXの支払の停止を知った後にされたものであるから、Y銀行において同請求権を受働債権とする相殺に対する期待があったとしても、それが合理的なものであるとはいえない。また、③Xは、本件管理委託契約に基づきY銀行が本件受益権を管理している間も、本件受益権につき、原則として自由に他の振替先口座への振替をすることができたのである。このような振替がされた場合には、Y銀行がXに対して解約金の支払債務を負担することは生じ得ないのであるから、Y銀行がXに対して本件債務を負担することが確実であったということもできない。さらに、前記事実関係によれば、本件においては、④Y銀行がXに対して負担することとなる本件受益権に係る解約金の支払債務を受働債権とする相殺をするためには、他の債権者と同様に、債権者代位権に基づき、Xに代位して本件受益権につき解約実行請求を行うほかなかったことがうかがわれる。(番号・アンダーラインは筆者)

「そうすると、Y銀行が本件債務をもってする相殺の担保的機能に対して合理的な期待を有していたとはいえず、この相殺を許すことは再生債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨に反するものというべきである。したがって、本件債務の負担は、民事再生法93条2項2号にいう「支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合に当たるとはいえず、本件相殺は許されないと解するのが相当である。」

□3 問題点

本判決は、①で投資信託受益権に注目し、これに対しては再生債権者が等しく責任財産としての期待を有しているとした上、投資信託解約金は投資信託受益権の価値変形物であることを根拠に、②③④の理由をあげ、解約金支払債務を受働債権とする相殺の担保的機能について、投資信託販売金融機関に「合理的相殺期待」はないので、本件債務負担は民事再生法93条2項2号の相殺禁止解除事由に該当しないという。原審が、金融機関の解約金支払債務負担は投資家の支払停止前の特約に基づくものであること等から、金融機関に「合理的相殺期待」があるとして、民事再生法93条2項2号の相殺禁止解除事由に該当するとのに対し、本判決はこれと逆の結論を出したのである。

以下では、まず、投資信託の仕組みを踏まえ、破産・民事再生等の倒産手続きにおける投資信託解約金を受働債権とする相殺の可否の問題を概観した上、本判決の立場を明らかにする。ここで、注目したいのは、本判決が結論を導くにあたって、投資信託受益権の法的性質に言及したことである。投資信託からの債権回収について、従前の議論では、銀行取引約定書の処分・充当条項の活用⁴⁾、また、商事留置権の成立を問題にしない限りは、投資信託受益権は問題にされてこなかったところ、本判決では、その解約金を受働債権とする相殺が問

3) この点を注目するものとして、中西正「本判決判批」銀法775号34頁（2014年）参照。

4) 銀行取引約定書旧ひな型4条3項は、「担保は、かならずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により貴行において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合には直ちに弁済します」と定められている。

なお、本条項の適用事例として、A社に振替投資信託受益権を販売しその口座管理機関となっているB銀行が、A社の民事再生手続開始後にA社の了解を得ずに行った同受益権の解約につき、A社が債務を履行しないとB銀行が占有しているA社の動産、手形その他有価証券を取立または処分して債権の弁済に充当できる旨の銀行取引約定書4条4項は同受益権にも適用ないし準用されるためB銀行には解約権限があるとした裁判例がある（大阪地判平成23・1・28金法1923号108頁）。

5) 投資信託からの回収について、確立した手法はない（安東克正『銀行取引約定書の解釈と実務』107頁（2014年、経済法令研究会）、佐々木宏之「実務に活かす投資信託からの回収」銀法773号40頁・774号48頁・775号50頁・776号46頁・778号54頁・779号55頁・780号37頁・781号60頁（2014～2015年、現在連載中）ほか参照）。商事留置権の成立を認める見解として、坂本寛「証券投資信託において受益者に破産手続ないし民事再生手続が開始された場合の債権回収を巡る諸問題」判タ1359号27頁以下（2012年）参照。

民事再生手続下において投資信託解約金支払債務に対する投資信託販売金融機関の相殺が許されないとされた事例(渡邊) 題になる場合においても、これを投資信託受益権の価値変形物であるとして、これとの相殺の可否を問題にする。むしろ、従前の下級審裁判例においても見られるように直截に解約金支払債務の法的性質に基づき、相殺の可否を検討するというアプローチも考えられるのであり、このようにしなかったのはなぜなのかが問題になる。

そして、本判決が、相殺を許さないとした根拠、投資信託解約金支払債務の負担が民事再生法93条2項2号の支払の停止があったことを再生債権者が知った時より「前に生じた原因」に基づく場合に当たらないとしたこと、すなわち、金融機関に「合理的相殺期待」がないとしたことについて、従前の下級審裁判例などを参照しつつ、その問題点を検討する。

■ 3 投資信託の仕組みと解約金支払債務を受働債権とする相殺

□ 1 投資信託の仕組みと解約金支払債務の法的性質

「投資信託」は、投資信託委託会社を委託者、信託会社等を受託者、投資家を受益者として締結する信託契約に基づき設定され、委託者指図型投資信託と委託者非指図型投資信託がある(投資信託及び投資法人に関する法律2条3項)。

「委託者指図型投資信託」は、「信託財産を委託者の指図(政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。)に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの(以下「特定資産」という。)に対する投資として運用することを目的とする信託」であって、「その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするもの」(同法2条1項)である。そして、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券に対する投資として運用することを目的とするものを「証券投資信託」といい(同法2条4項)、本判決のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)もこれに該当する。

銀行等の金融機関は金融商品取引法33条の2に基づく登録金融機関として、投資信託受益権を投資家に勧誘・販売し、勧誘を受けた投資家は投資信託受益権の取得を申し込むとともに購入代金を販売金融機関に支払い、当該金融機関

が申込口数の総数を投資信託委託会社に通知すると共に購入代金の合計額を信託会社等の預金口座に振り込み、信託会社等が購入代金の合計額を信託勘定に振り替え、かつ投資信託委託会社が信託会社等との間で信託契約を締結し、当該信託によって生じた投資信託受益権を口座管理機関および証券保管振替機構⁶⁾が各々の振替口座簿に記載することでその帰属先を投資家・受益者に確定させる。

投資信託の解約は、2—1—(1)で示された方法が一般的である。これについて、本判決も引用する最一小判平成18・12・14民集60巻10号3914頁（以下、「平成18年判決」という。⁷⁾は、「本件約款の定めによると、本件信託契約に基づき、受益者は、A社（筆者注—投資信託委託会社）に対し、解約実行請求をすることができ、A社は、解約実行請求があった場合には、受益者に対し一部解約を実行した上、原則として解約実行請求を受け付けた日の翌営業日に販売会社の営業所等において一部解約金を支払う義務を負うものと解される。この義務は、本件信託契約の委託者であり、本件受益証券の発行者であるA社が負うものであって、本件信託契約の当事者ではないY銀行（筆者注—販売金融機関）ら販売会社の義務ではない。そして、一部解約の効力は、A社が一部解約を実行することによって初めて生ずるものであり、受益者による解約実行請求の意思表示によって当然に生ずるものではない」とし、そして、「本件取引規定に基づき、Y銀行は、受益者に対する関係で、受益者から本件受益証券について解約実行請求を受けたときは、これを受け付けてA社に通知する義務及びこの通知に従って一部解約を実行したA社から一部解約金の交付を受けたときに受益者に一部解約金を支払う義務を負うもの、換言すれば、Y銀行は、受益者に対し、A社から一部解約金の交付を受けることを条件として一部解約金の支払義務を負い、受益者は、Y銀行に対し、上記条件の付いた一部解約金支払請求権を有する」ものとする。

6) 神田秀樹・神作裕之・みずほフィナンシャルグループ編『金融法講義』327・330頁〔村岡佳紀〕（2013年、岩波書店）参照。

7) 投資信託の受益者の債権者が、受益者の販売金融機関に対して有する一部解約金支払請求権を差し押さえ、取立権の行使として当該金融機関に対し解約実行請求をして同請求に係る解約金の支払いを求め、これが認められた事件である。

民事再生手続下において投資信託解約金支払債務に対する投資信託販売金融機関の相殺が許されないとされた事例(渡邊)

平成18年判決は、投資家・受益者の解約金支払請求権が、停止条件付権利であることを明らかにするものであり、これは、販売金融機関が、管理委託契約に基づく義務として、投資家・受益者から解約実行請求を受け付けてこれを委託者に通知し、一部解約が実行されて委託者から一部解約金の交付を受けた場合はこれを受益者に支払うべきこととなるので、委託者から一部解約金の交付を受けた時点ではじめて、投資家・受益者に対する一部解約金の支払義務が発生するという関係を踏まえたものにほかならない。⁸⁾

なお、投資信託受益権は、2007年1月4日からペーパーレス化され、「社債、株式等の振替に関する法律」により、受益権の発生や消滅、移転を振替口座簿の記録により行う投資信託振替制度が活用されている。平成18年判決は移行前の事案に関するものであるが、移行後においても投資家・受益者と販売金融機関間の契約関係、および解約の手順等は変更されていないことから、この射程は、投資信託振替制度移行後の投資信託受益権においても及ぶものと解されている。⁹⁾

□2 投資信託解約金を受働債権とする相殺

(1) 倒産手続きにおける相殺権の保護とその制限

破産法では、「破産債権者は、破産手続開始の時ににおいて破産者に対して債務を負担するときは、破産手続によらないで、相殺をすることができる」(同法67条1項)と規定し、また、民事再生法でも、「再生債権者が再生手続開始当時再生債務者に対して債務を負担する場合は、「再生債権者は、当該債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる」(同法92条1項)と規定して、破産・民事再生の手続き外での相殺を認め

8) 加藤正男「平成18年判決解説」『最高裁判所判例解説民事篇平成18年度(下)』1338頁(2009年、法曹会)。

9) 神田・神作・みずほフィナンシャルグループ・前掲注6)341頁[村岡佳紀]、天野佳洋「振替証券と銀行の債権保全・回収」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論(上巻)』780頁(2013年・金融財政事情研究会)、片岡雅「投資信託受益権からの債権回収」金法2002号1頁(2014年)。

ることにより、相殺権者の「合理的相殺期待」は、倒産手続きにおいても、原則として保護されている。

しかし、債権者間の平等・公平を確保するために、手続開始後に取得した債権を自働債権・受働債権とする相殺、また、手続開始前であっても、支払不能、支払停止、または開始申立後にそのことを知りながら、負担した債務を受働債権とし、また、取得した債権を自働債権とする相殺は禁止されるが（破産法71条・72条、民事再生法93条・93条の2の各1項各号）、一方では、相殺権者の「合理的相殺期待」を損うことのないよう、債務負担または債権取得が法定の原因に基づくとき、支払不能であったことまたは支払の停止もしくは手続開始の申立て等があったことを債権者が知った時より前に生じた原因に基づくとき、手続開始の申立て等があった時より1年以上前に生じた原因に基づくときは、相殺禁止は解除される（破産法71条・72条、民事再生法93条・93条の2の各2項各号）。

このように倒産手続きにおける相殺は、破産、民事再生を通じてほぼ同様の規律に服するものであるが、次に見られるように、両手続きでは重要な点に相違がある。

(2) 破産手続の場合

破産債権者の負担する債務が破産手続開始の時において期限付であるとき、期限の利益を放棄したときだけでなく、破産手続開始決定後にその期限が到来したときにも、破産手続によらないで相殺をすることができるが（破産法67条2項後段）、その債務が破産手続開始決定時に停止条件付である場合には、破産手続開始決定後に停止条件が成就したとき、手続開始後の債務負担として破産法71条1項の相殺が禁止される場合に該当すると解されることになるが、破産債権者は、特段の事情のない限り、破産法67条2項後段の規定により相殺をすることができる¹⁰⁾と解するのが判例である（最二小判平成17・1・17民集59巻1号1頁。以下、「平成17年判決」という。）。これは、破産法67条2項後段の規定は、相

10) 損害保険会社Yとの間で保険契約を締結していた破産者Aの破産管財人Xが、Yに対し、破産

民事再生手続下において投資信託解約金支払債務に対する投資信託販売金融機関の相殺が許されないとされた事例(渡邊) 殺の担保的機能に対する期待を保護しようとする点にあり、相殺権の行使に何ら限定も加えられていないこと、そして、破産手続においては破産債権者による相殺権の行使時期について制限が設けられていないこと等によるものである。

そうすると、投資信託解約金は、平成18年判決により停止条件付債務であることが明らかにされているので、破産法67条2項後段による相殺が許されるかどうかは、「特段の事情」の有無にかかることになる。そこで、「特段の事情」が具体的にどういったものを指すのかが問題になるが、これについては、一般論として、「相殺権の行使が相殺権の濫用に当たる場合」であり、「相殺の担保的機能に対する期待が合理的か否か、相殺権の行使が相殺権の濫用に当たるか否かは、相殺権の行使が相殺権の濫用に当たるか否かを判断する際の重要な考慮要素¹¹⁾」と解されている。

投資信託解約金を受働債権とした破産債権者による相殺の可否が問題になった下級審裁判例として、大阪地判平成21・10・22金判1382号54頁がある。判決は、平成17年判決および18年判決の枠組みに基づいて、相殺ができるとした上で、本件では、販売金融機関の投資家・受益者に対する債務は停止条件付とはいってもその条件不成就がほとんど考えられず、その債務額も基準価格により、いかなる時期においても容易にその算定をなし得る性質のものであることから、販売金融機関は、破産手続開始決定時において、容易に現実化する一定額の債務を負担していたものであって、相殺の担保的機能に対する合理的な期待を有していなかったとまでは言えないとして、販売金融機関による相殺権の行使を否定すべき特段の事情は存しないとして、相殺は許されると判示する。

控訴審の大阪高判平成22・4・9金判1382号48頁(最二小決平成23・9・2金法1394号105頁で上告不受理決定)は、さらに、販売金融機関に相殺の合理的期待

宣告後に解約等により停止条件が成就した解約返戻金の支払いを求めたのに対し、Yが、Aの保険金詐取の不法行為に基づく損害賠償請求権を自動債権とする相殺の抗弁を主張して争った事件である。

11) 三木素子「平成17年判決解説」『最高裁判所判例解説民事篇平成17年度(上)』17頁(2005年、法曹会)。

がないとする控訴人（破産管財人）の補充主張に対して、①販売金融機関を通してのみ他の口座管理機関への受益権の振替・信託契約の解約による換金が可能であり、また、受益者と販売金融機関との関係は、信託契約の解約金について、販売金融機関の知らない間に処分されることがなく、また、その支払は販売金融機関の預金口座を通じての支払となることからして、相殺を期待することの相当性がある、②銀行取引約定書の任意処分に関する規定、差引計算に関する規定の存在は、投資信託解約金についても販売金融機関の相殺の対象と期待することが自然であることを示している、③投資信託が換価されずに破産者のもとに残るのは、破産制度上容易に考えがたいものであり、法的整理手続きが行われなかった場合であっても、販売金融機関が債務名義を取得して投資信託の受益権を差し押さえ、換価することが考えられる、として原判決を維持する¹²⁾。

本高裁判決について、販売金融機関の解約金の受領は投資家・受益者との委任契約に基づくものであり、破産手続開始決定により当然終了すること（民法653条2号）、また、投資信託に対する強制執行手続において、販売金融機関による代理受領の合意とこれに基づく相殺は積極的に保護されるものではないので、包括執行手続である破産手続¹³⁾においても、破産管財人が換価する場合は販売金融機関が相殺することはできない¹⁴⁾こと等を理由に反対する立場がある。しかし、「相殺の合理的期待を実質的に判断して肯定した¹⁴⁾もの」、「銀行の取引実務の感覚にも比較的合致した結論を引き出そうとしたもの¹⁵⁾」などとする評価や、

12) 本判決と類似の事案に関するものとして大阪地判平成23・10・7 金法1947号127頁がある。本件では、投資信託解約金が破産者の預金口座に現実に入金されたことにより、解約金支払債務は消滅しており、一方、預金債務は手続開始後に負担したものであることから、相殺は認められなかったものであるが、こういった事情がなければ、同様の判断であったのではないと思われる。

13) 木村真也「投資信託の販売金融機関による相殺の可否および商事留置権の成否」岡正晶・林道晴・松下淳一編『倒産法の最新論点ソリューション』95頁以下（2013年、弘文堂）、岡正晶「倒産手続開始時に停止条件未成就の債務を受働債権とする相殺—倒産実体法改正に向けての事例研究」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論（下巻）』171頁（2013年金融財政事情研究会）注37も同旨を述べるほか、民事再生の場合は再生債務者等により将来に向かって解約金の送金委任を解約できる旨を指摘する。

14) 高木いづみ・松本亮一「投資信託受益者につき破産手続が解した場合における、販売会社足る銀行が、受益者に対して有する債権と解約金支払い債務の相殺の可否」みずほ信託銀行・堀総合法律事務所編『詳解信託判例』411頁（2014年、金融財政事情研究会）。

15) 臼井正和「投資信託解約金を受働債権とする相殺」神田秀樹・神作裕之編『金融商品取引法判例百選』169頁（2013年、有斐閣）。

民事再生手続下において投資信託解約金支払債務に対する投資信託販売金融機関の相殺が許されないとされた事例(渡邊)また、「解約実行請求がされて、販売会社たる銀行は、解約金が販売会社に入金になる限りにおいて、その場合はこれを融資金と相殺できるという期待を抱いても、それを相殺権の濫用とみることはできない¹⁶⁾」ので、特段の事情も認められず、破産法67条2項後段の規定が適用されるなどと解するものがあり、判旨に賛成する見解が多数である。

平成17年判決を前提とすれば、本高裁判決が妥当である。平成17年判決の保険金請求権と本高裁判決の投資信託解約金支払請求権を比較して、前者で認められるのに、後者において特段の事情が認められるほど、相殺に合理性がないとも考えられず、また、濫用的でもないように思われるからである。

(3) 民事再生手続きの場合

民事再生手続では、破産法67条2項後段のような明文規定がなく、民事再生法92条1項後段に期限付債務の再生手続によらない相殺を認める規定があるだけである。そこで、再生手続開始当時の停止条件付債務について、再生手続開始決定後の条件成就により債務負担したときは、民事再生法93条1項1号の相殺禁止に該当することにならないかが問題になる。

これについて、再建型の手続において相殺による決済を緩やかに認める理由は乏しいことから、再生債権者は、停止条件成就等の利益を放棄し、反対債権を相殺可能な状態にして優先的に回収を図ることは許されないと解する見解¹⁷⁾に対して、多数の学説は、民法上も受働債権の停止条件不成就の利益を放棄して相殺はできると解すべきであるから、民事再生法にはこれを認める規定がないからといって、相殺可能性を否定する根拠にはならないなどとして、民事再生法92条1項の要件を満たす限り、手続開始時の停止条件付債務を受働債権とす

16) 伊藤尚「破産後に販売会社に入金になった投資信託解約金と販売会社の有する債権との相殺の可否—大阪高判平成22・4・9を契機に」金法1936号61頁(2011年)。

17) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』907頁(2014年、有斐閣)、園尾隆司・小林秀之編『条解民事再生法〔第3版〕』479・493頁〔山本克己〕(2013年、弘文堂)、坂本・前掲注5)34頁、高木裕康「債務の負担と相殺権の行使」ジュリ増刊『実務に効く事業再生判例精選』149頁(2014年、有斐閣)。

る相殺は許されるとする¹⁸⁾。(多数説によれば、破産法67条2項後段は、当然のことを確認的に規定したものと解することになる。)

相殺可能とする近時の多数説に対しては、再生債権者が停止条件不成就の利益を放棄して相殺することは、再生債権者の有する当該債務履行に対する期待を侵害する結果になるなどとする説得的な反論もあり¹⁹⁾、また、判例も、会社整理の事案で、整理開始前に停止条件付債務を負担した場合でも、整理開始後に条件が成就したときは、整理開始後に債務を負担したものとして、相殺が禁止されると解していること(最一小判昭和47・7・13民集26巻6号1151頁)から、停止条件付債務に関する平成17年判決の規律は、破産手続特有のものであり、民事再生手続において同様に解することはできないと解する説に賛成することとしたい。

□3 本判決の立場および投資信託受益権・解約金支払請求権

本判決は、投資信託解約金を受働債権とする相殺について、相殺禁止(民事再生法93条1項3号)とその解除(同2項2号)の問題として検討しており、投資信託解約金を条件付債務として、破産法67条2項後段による相殺の可否を問題とするアプローチを否定するものであるのかどうかは定かではない²⁰⁾。

18) 全国倒産処理弁護士ネットワーク『論点解説新破産法(上)』104頁[山本和彦](2005年、金融財政事情研究会)、山本和彦ほか『Q&A民事再生法[第2版]』228頁[八田卓也](2006年、有斐閣)、松下淳一『民事再生法入門[第2版]』115頁(2014年、有斐閣)、山本和彦ほか『倒産法概説[第2版]』249・264頁[沖野眞巳](2010年、弘文堂)、全国倒産処理弁護士ネットワーク『新注釈民事再生法(上)[第2版]』504頁以下[中西正](2010年、金融財政事情研究会)、東京地裁破産再生実務研究会『破産・民事再生の実務[第3版]民事再生・個人再生編』208頁(2014年、金融財政事情研究会)、田頭章一「倒産法入門—比較で学ぶ破産・民事再生第14回」法学教室404号121頁(2014年)など。なお、岡・前掲注13)138頁以下も、立法論として同旨を主張する。

19) 伊藤・前掲注17)907頁。

20) 投資信託解約金支払債務を受働債権とする相殺について、停止条件付債務を受働債権とする相殺の可否の問題として考え、これを肯定する見解に、堂園昇平「投資信託に基づく債権回収」金法1938号5頁(2012年)、同「本判決原審判批」金法1953号29頁(2012年)、福谷賢典「再生債権者保有の投資信託受益権からの販売銀行の債権回収一名古屋地判平22・10・29、大阪地判平23・1・28」事業再生と債権管理134号18頁(2011年)がある。これに対し、解約金支払請求権は破産法67条2項後段の条件付債権に該当しないことを理由に、販売金融機関による相殺は認められないとする見解がある(木村・前掲注13)97頁以下)。なお、山本和彦「相殺の合理的期待と倒産手続における相殺制限—最一小判平25.6.5を契機として—」金法2007号13頁(2014年)も参照。

民事再生手続下において投資信託解約金支払債務に対する投資信託販売金融機関の相殺が許されないとされた事例(渡邊)

また、投資信託解約金よりはむしろ投資信託受益権に注目し、投資信託受益権はすべての債権者が等しく責任財産としての期待を有しているので、その価値代替物である投資信託解約金について、販売金融機関は、相殺の担保的機能に対する合理的期待は認められないと判断する。

このように、投資信託受益権と投資信託解約金の性質および両者の関係には言及されているが、なぜ投資信託解約金よりも、投資信託受益権を問題にするのか、その理由について本判決は明らかにしていない。これについて学説は、「受働債権となる債権が別の財と牽連性を持つ(以下、それぞれ仮に「派生債権」「基礎財産」という)場合には、一般再生債権者が基礎財産に対し責任財産としての期待を有することが、派生債権を受働債権とする相殺への合理性を、少なくとも危機時期前に派生債権が現実化していない限りで否定²¹⁾するものと解したり、また、「本来担保権を設定すべき財産を受益権とするなら、その価値変形物であるXのAに対する停止条件付債権(解約金返還請求権)の価値変形物であるXのYに対する停止条件付債権(解約金返還請求権)上に相殺期待が成立している」ことをもって、「相殺制度を利用した、これほど間接的なXの責任財産の担保的支配に効力を認めるなら、少なからぬXの責任財産が相殺による担保の対象とされ、相殺が公示制度を欠く以上、責任財産上の担保権の公示制度は有名無実化される危険性がある²²⁾」と評価する。また、投資信託解約金は、手続開始後に、投資信託受益権を換価(解約実行請求)したものであり、販売金融機関に対する解約金支払請求権は、この財産(筆者注・投資信託受益権)の価値変形物であり、再生債務者等の行為によって負担された新たな債務と評価すべきなどと主張する²³⁾のも同旨を述べるものであろう。

学説の説くところはもっともなところがあり、おそらく本判決もこのような考え方を基礎にするものと思われるが、これが投資信託解約金を受働債権とする相殺について、停止条件付債務の条件成就後の相殺を否定すべき論拠にはな

21) 内海・前掲注13) 3頁。

22) 中西・前掲注3) 35頁。

23) 岡・前掲注13) 161頁参照。

り得ないように思われる。

■ 4 「前に生じた原因」該当性と「合理的相殺期待」

□ 1 「前に生じた原因」該当性の判断

債務者の支払不能または支払停止後の債務の負担であっても、これを債権者が知った時より「前に生じた原因」に基づくときは、相殺が認められる（破産法72条2項2号，民事再生法93条2項2号）。それでは、何をもって「前に生じた原因」に該当すると解するか。判例は、いくつかの事例においてこの問題を明きらかにする。

まず、債務者の支払停止など危機時期前に締結された当座預金契約や普通預金契約は、「前に生じた原因」には該当しない（最三小判昭和52・12・6民集31巻7号961頁，最三小判昭和60・2・26金法1094号38頁）。当座預金や普通預金の口座があったというだけで、特定の者に対する債務負担の具体的直接的な原因といえないからである。次に、振込指定²⁴⁾、代理受領²⁵⁾の合意は「前に生じた原因」に該当すると解されている（振込指定については名古屋高判昭和58・3・31判タ497号125頁，代理受領については横浜地判昭和35・12・22判タ122号18頁）。

そして、破産債権者が、支払の停止または破産の申立のあつたことを知る前に、破産者との間で、破産者が債務の履行をしなかったときには破産債権者の占有する破産者の手形の取立または処分をしてその取得金を債務の弁済に充当することができる旨の条項を含む取引約定を締結した上、破産者から手形の取立を委任されて裏書交付を受け、支払の停止等の事実を知った後破産宣告前に右手形を取り立てたことにより負担した破産者に対する取立金引渡債務につい

24) 学説は、A銀行と取引先Bとが連名で取引先の債務者Cにあてて、代金は以後必ずA銀行のB名義の口座に振り込み、それ以外の方法では支払わないでほしい旨の依頼、ならびに、この依頼はA・B同意の上でなければ、取消・変更しないというA・B間の確約がある旨を明記した依頼書を作成し、Cがこの文書に承諾する旨の回答を付記する方式によって行ったような場合のような、いわゆる「強い指定」に限られるという（青山善充「倒産法における相殺とその制限（1）」金法910号9頁（1979年））。

25) 甲斐道太郎「代理受領・振込指定」加藤一郎・林良平・河本一郎編『銀行取引法講座（下）』299頁（1976年，金融財政事情研究会）。

民事再生手続き下において投資信託解約金支払債務に対する投資信託販売金融機関の相殺が許されないとされた事例(渡邊)では、破産法104条2項但書(平成16年改正前。現在は破産法72条2項2号)の「前に生じた原因」に基づき負担したものに当たるとして、破産債権者の相殺期待は保護に値するものとする(最三小判昭和63・10・18民集42巻8号575頁)。

以上によれば、判例は、破産法72条2項2号および民事再生法93条2項2号の「前に生じた原因」について、これらの規定が相殺の担保的機能に対する期待の保護にあることからして、債務負担が相殺期待を生じさせる程度に具体的かつ直接的な原因でなければならず、その考慮要因として、①当該受働債権の発生原因の特定性、②債務者・第三債務者に課せられている拘束の強さを要求するようである。²⁶⁾

これを投資信託解約金支払債務を受働債権とする相殺について見ると、債務者の支払不能または支払停止前の投資信託総合取引規定に基づく販売金融機関の債務の負担について、相殺の担保的機能についての合理的期待があると認められる程度に直接的かつ具体的なものかどうかの判断が重要になる。

□2 近時の下級審裁判例

投資信託の解約金支払債務を受働債権とする相殺について、債務の負担が「前に生じた原因」に基づくものかどうかが問題になった、本判決以前の下級審裁判例は、破産・民事再生各手続きを通じて、本判決の第一審・控訴審のほかは、2件が公表されているにとどまる。

①名古屋地判平成22・10・29金判1388号58頁(本判決の原々審)は、X(受益者)の本件受益権は、Y(販売金融機関)以外の他の金融機関・証券会社への振替の可能なものがあり、受益者であるXが希望すれば、Yは、振替を行う必要があること、解約金がYに支払われる構造であることから、解約金がYに入金されることによって、その返還義務を負うという関係にあるにすぎないこと、他の金融機関への振替が行われれば、そもそも解約金がYに入金されることは

26) 瀬戸正義「判例解説」『最高裁判所判例解説民事篇(昭和63年度)』289頁(1990年、法曹会)、藤田友敬「判例評釈」法協107巻7号102頁(1990年)、山本ほか・前掲注18)255頁[沖野眞已]、伊藤・前掲注17)482頁(2014年、有斐閣)。

なく、解約金返還債務がYに発生することはないこと、受益権の換価方法は解約の他に、買取請求、信託期間終了時の償還などの方法があるのであるから、解約による換価が一般的な方法といえとはしても、換価方法として解約の方法が必ず選択されるというものでもないこと等を述べ、Yに解約金返還債務が発生する確実性は乏しいとする。

②大阪地判平成23・10・7金法1947号127頁は、投資信託受益権の販売会社である信用金庫Yが、受益者Aの破産手続開始決定後に、Yに入金された解約金支払請求権を受働債権とし、YのAに対する貸金債権を自働債権としてした相殺は、「Yから破産者Aの本件預金口座に本件解約金が入金されたことにより、本件取引約款に基づく一部解約金返還請求権は消滅し、本件解約金相当額の預金返還債務を負担したと認めることができる」ので、「弁済により既に存在しない債務を受働債権とする相殺として無効であるか、Yが破産手続開始後に負担した債務を受働債権とする相殺として破産法71条1項1号により無効である」とする。本件は、一部解約金が受益者の口座に入金された後に金融機関が相殺した事案に関するもので、解約金支払債務が存続する間にこれとの相殺が問題になった①③④と異なる。

①の控訴審判決である③名古屋高判平成24・1・31金判1388号42頁（本判決の原審）は、①と結論を異にし、Yは、本件管理委託契約を包含する仕組みに従って、その停止条件成就によりXの支払の停止後にXに対して本件解約金返還債務を負担したものであるから、本件解約金返還債務の負担は、YがXの支払の停止を知った時より前に生じた本件管理委託契約等という原因に基づく場合に当たり、Yがその有する本件連帯保証債権（再生債権）をもって本件解約金返還債務に対応するXの債権を相殺することについて合理的な期待を有しないということとはできないとする。

④名古屋地判平成25・1・25金判1413号50頁は、③と同様、投資信託受益権の販売会社である銀行Yは、その後再生手続が開始された購入者Xに対する貸金債権を自働債権、受益権解約金返還債務を受働債権とする相殺は、その受働債権が、銀行取引約定に基づきYがXに代わって解約実行請求を行ったこと

民事再生手続下において投資信託解約金支払債務に対する投資信託販売金融機関の相殺が許されないとされた事例(渡邊)を前提に、委託者から銀行に解約金が入金されるという停止条件の成就により発生するものであるところ、当該条件の成就が再生手続開始の申立て後であって、その時点で銀行が購入者について再生手続開始の申立てがされたことを知っていたと認めることができる以上、民事再生法93条1項4号に該当するが、同法93条2項2号にも該当するので、有効であるとした事例であり、「当時なおXとYの間には本件管理委託契約が存続し、これに従って本件投資信託受益権はYによって管理されていたのであり、Yは、本件管理委託契約を包含する上記仕組みに従って、上記停止条件成就によりXの再生手続開始申立て後にXに対して本件解約金返還債務を負担したものであるから、本件解約金返還債務の負担は、YがXの再生手続開始申立てを知った時より前に生じた本件管理委託契約等という原因に基づく場合に当たる」と判示する。

販売金融機関の債務の負担がどの程度の確実性をもって期待されるかが問われており、①と③④の違いも、この点の判断の相違であるように思われる。判断の基準は、前項の判例理論に基づき議論されているところであるが、本件仕組みの関係者に対する拘束力、解約金返還請求権発生の確実性、固有の換価権の存在等をあげ、合理的な相殺期待があるとするものがあれば、²⁷⁾受益者に対する拘束力は極めて弱く、確実性もない、また、債権者代位によらなければ実行できない相殺の期待を合理的なものとして保護する必要はないと解するもの²⁸⁾など、論者の拠って立つ立場により区々の主張が見られる。

ただし、本判決以前の下級審裁判例は、③④のように、解約金支払債務の負担が「前に生じた原因」に基づくものであると解し、投資信託販売金融機関の合理的相殺期待を認める裁判例が連続していたことは注目しておきたい。

□ 3 本判決の立場

本判決は、相殺を認める下級審裁判例に相反して、①解約実行請求がされる

27) 高山崇彦・辻岡将基「名古屋高判平24・1・31と金融実務への影響」金法1944号10頁以下(2012年)、本多正樹「本判決原審判批」ジュリ1460号106頁(2013年)。

28) 木村・前掲注13) 103頁以下。

までは、再生債務者が有しているのは投資信託受益権であり、全ての再生債権者が責任財産としての期待を有しており、本件解約金はその価値変形物であること、②解約金支払請求権を受働債権とする相殺について、解約実行請求は受益者の支払停止を知った後に行ったものであること、③管理委託契約に基づき投資信託販売金融機関が管理している間も原則として自由に他の振替口座に振り替えできること、④債権者代位権に基づき解約実行請求をしたこと等を理由として、投資信託販売金融機関に「合理的相殺期待」があったとはいえないとした上、解約金支払債務の負担は、「前に生じた原因」に基づく場合に当たるとはいえないというのである。

「合理的相殺期待」の有無による相殺の可否判断は、最近では、例えば最二小判平成24年5月28日民集66卷7号3123頁など、近時の最高裁判例と同様の方向感を示すものであり、本判決もこれに一つの事例を加えるものである。

また本判決では、①～④によって「合理的相殺期待」の有無を判断し、これが認められる場合は、「前に生じた原因」を民事再生法93条2項2号による相殺禁止の解除事由とし、認められない場合は仮に原因行為が存在しても、相殺禁止の解除事由としないとするのではないかと思われる。これをもって、法律要件としての「前に生じた原因」と「合理的相殺期待」の置き換えを正面から認めたものとする指摘もある³⁰⁾。

本判決があげる①～④の考慮要因について、学説は、①に関し、「一般再生債権者が基礎財産に対して責任財産としての期待を有することが、派生債権を

29) 無委託保証人の取得した事後求償権を自働債権とする相殺の可否が問題になった事案。本判決については、拙稿「判例研究」京都学園法学2012年第3号59頁以下参照。なお、「合理的相殺期待」に関しては、拙稿「いわゆる『相殺の期待』に対する保護一時効期間が満了した債権を自働債権とする場合」法時86卷9号118頁以下においても、若干の判例分析を行った。

30) 山本・前掲注20) 10頁。山本教授は、本判決をこのように分析し、そうすると「すでに条件付債務が発生しており、表見的に『原因』が存在するよう見えても、その点には触れず、合理的な相殺期待がないとすれば、それを根拠として直ちに相殺が否定できる」とし、「仮にこれが意図的に行われたものだとなれば、それは一種の解釈による立法に等しい行為であった」と述べる(同論文11頁)。これに対し、「相殺の担保的機能に対する合理的期待の有無を再生債権者間の実質的公平に照らして判断し、それを法93条2項2号の解釈に織り込んでいるものと評価」(伊藤眞・道垣内弘人・山本和彦『担保・執行・倒産の現在―事例への実務対応』195頁)(2014年・有斐閣)する立場がある。

民事再生手続下において投資信託解約金支払債務に対する投資信託販売金融機関の相殺が許されないとされた事例(渡邊)受働債権とする相殺への期待の合理性を、少なくとも危機時期前に派生債権が現実化していない限りで否定に傾ける」「関係者間の契約内容が、相殺可能な債権債務の対立状況をどの程度確実に生じさせるものとなっているかの分析³¹⁾によって相殺期待(の合理性)の程度を判断する」(本件では否定に解する)と解したり、③について、「Y銀行がXの支払停止を知る前から本件投信を現に管理していただけでは『前に生じた原因』に該当しない、あるいは、少なくとも本件投信の解約が請求されるまではY銀行の相殺期待は保護に値しないと判断し³²⁾」、「本件Yの相殺期待は受益権上に成立する公示されない担保権であり」、「YにおけるXの口座への解約金振込みは、Xの意思に依存する程度が強く」、³³⁾「YのX・Y債権に関する相殺期待を合理的でない」などとし、④については、「債権者のイレギュラーの行為が介在してはじめて相殺が可能になるような場合は、その相殺期待は合理性を欠く」³⁴⁾などとする。いずれも「合理的相殺期待」に関して、本判決の判断を評価するものではあるが、個別の考慮要因の是非を問題にしてその総合判断で結論を出すものにはかならず、この種問題の判断基準を明らかにするものではないように思われる。

■ 5 むすびに代えて

一販売金融機関の相殺期待の合理性と本判決の射程

本判決は、民事再生に係るものであるので、■3で検討したように、停止条件付債務の条件成就後の相殺の問題には言及しなかったが、破産手続の事案では、平成17年判決により、特段の事情のない限り、破産法67条2項後段の規定により相殺できるということにならないだろうか。肯定してよいと考える。

31) 内海博俊「本判決判批」新・判例解説 Watch ◆倒産法№25 3頁(2014年)。

32) 井上聡「合理的相殺期待と『前に生じた原因』」金判1444号1頁。

33) 中西・前掲注3) 35頁。なお、中西教授は、原審判決である④の評釈において、一部解約が換価方法として一般的である以上、解約金支払請求権は市場において担保権の目的となりうる財産価値を有していることなどを理由に、Yの債権とXの債権(解約金支払請求権)は合理的相殺期待を基礎づけており、これはXの支払停止前に生じているので破産手続・民事再生手続上保護されることになる、と述べる(中西正「本判決原審判批」銀法743号28頁(2012年))。

34) 山本・前掲注20) 13頁。

問題は、「特段の事情」の有無であるが、これについては相殺禁止の解除事由である「前に生じた原因」ないし「合理的相殺期待」の有無次第で、「特段の事情」が判断されると解される余地もあろう³⁵⁾。あるいは、「前に生じた原因」または「合理的相殺期待」の有無の判断は、破産・民事再生の各手続で、異なるものではないので、破産において、同種の事件が発生したときは、本判決と同様の判断になることが考えられないではないが、現時点では未知数である。

一般に銀行取引において、預金、投資信託、貸出金等を総合して、顧客との間の取引関係が構築されているのが通例であり、これを踏まえて、銀行が占有している取引先の動産、手形その他の有価証券の任意処分を認める銀行取引約定書旧ひな型4条4項が正当化されているように思われる。また、本件の投資信託受益権のように、金融機関との管理委託契約のもとでは、投資家・受益者の換金（解約実行請求）にあたって販売金融機関の関与が欠かせないものであり³⁶⁾、そこに「合理的相殺期待」が生ずることとなるので、本判決がいうように、解約実行請求前の投資信託受益権を受益者が自由に他の金融機関等の振替口座に振り替えることができるかという、やはり事実上の制約を受けることになろう。

ただし、融資先の財産であっても、事実上の担保として扱い、相殺という方法で回収を図ることは、他の再生債権者等との関係で差し控えるべき場合もあろう。これを許容するに当たっては、預金同様、期限の利益の喪失事由が発生したときに効力が生ずる相殺予約に類する約定とその正当性が要求されることとなり³⁷⁾、販売金融機関の相殺期待の合理性はこのような措置を前提に認められるということになろう。

本判決はこの意味で、投資信託販売金融機関の「合理的相殺期待」を確保す

35) 渡邊一平「投資信託解約金相殺事件—銀行は販売した金融商品を囲い込めるか？」法セミ721号9頁（2015年）。

36) 天野・前掲注9）778頁は、販売金融機関が解約事務を行うのは、投資信託の仕組みに起因する構造的なものである旨を指摘する。

37) 中西・前掲注3）36頁は、公示性が確保されていることを前提にこれを容認する。また、内海・前掲注30）4頁、高橋恒夫「民事再生手続きの開始と投資信託受益権の解約金支払債務との相殺の可否」銀法776号65頁（2014年）、中川秀宜・今枝丈宜「投資信託にかかる解約金返還債務を受働債権とする相殺の民事再生法上の効力」金法2002号123頁（2014年）、奈良輝久「本判決研究」金判1457号13頁（2015年）も、約款による対応の重要性を説く。

民事再生手続き下において投資信託解約金支払債務に対する投資信託販売金融機関の相殺が許されないとされた事例(渡邊)の措置が不十分であったことが原因となって、こういった問題が惹起されたように思われるが、どういった措置が要求されるかは今後の課題である。